

玉田・曾根兄弟の篤志

昭和村ボランティアガイドの会

理事 堤 義樹

グランドピアノが昭和三十三年に久呂保小学校に寄贈された。当時、グランドピアノがある学校は少なかった。寄贈者は本村出身の玉田徳太郎氏と弟の曾根光男氏である。寄贈されたピアノは平成二十三年八月に修理し今でも美しい音色を響かせている。修理の費用はかつて曾根氏から寄贈された基金が活用された。



寄贈された南小学校のピアノ

二人は本村森下の出身で、玉田氏は明治三十四年生まれで、東京にて玉田家に入婿した。曾根氏は明治四十三年生まれで実弟である。玉田氏は昭和二十年代に鉄材の仕事に取り組み財を成し、その後は

瓦斯器具等の会社を営み成功を収めていた。また弟の曾根氏も昭和二十七年に品川区で倉庫の会社を起し成功を収めた。二人とも裸一貫で上京し堅実な経営のもとで成功を収めたのである。二人は東京での成功にとどまらず、自分の育った村である昭和村に多くの貢献をした。昭和三十八年にブルドーザーや、子ども達の教育の助けになるようにと暗幕、テレビ、放送器具、オルガン、スクーター等を寄贈した。中でも昭和四十二年に南小学校に寄贈した二十五mプールは大きなプレゼントであった。プールのおかげで川遊び等による水難事故はめっきり少なくなった。

二人からの寄付は昭和三十年代の地方財政の厳しかった時代に村を応援してくれた。その貢献に対して、国から紺綬褒章（公益のために資財を寄付する等の貢献に対して）が授与された。

なお、曾根氏の和倉庫は今名称をダイワコーポレイションと改名し倉庫業を中心とした大きな会社に成長している。

参考 村誌久呂保

写真 南小学校



地域包括支援センターだより

認知症サポーター養成講座を開催しました！

7月26日の保健推進員研修会で、認知症サポーター養成講座を開催しました。参加した20人を、認知症サポーター（認知症の人やその家族の応援者）として認定し、サポーターの証である「オレンジリング」を腕につけてもらいました。

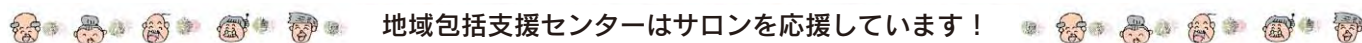
講座では、寸劇も行いながら、認知症は誰にでも起こりうる脳の病気であるということを理解していただき、自分たちにできるさりげない手助けをお願いしました。

参加した保健推進員の方々からは、「否定しないでその人に寄り添うというのが重要なんだと思った」「認知症の人と接する時に安心してお付き合いできる自信がついた」「親だけでなく自分だけでなく近所の人からサポートしていきたい」等の感想をいただきました。

これからも『お互い様』の気持ちで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支えていけると良いのではないかと思います。



認知症サポーターとしてオレンジリングを掲げる皆さん



地域包括支援センターはサロンを応援しています！

所得に応じた軽減を拡充していきます

平成31年度の国民健康保険税について

■問合せ 税務課 ☎24-5111(内線122)

地方税法の一部改正により平成31年度から国民健康保険税を次のとおり改正します。

今回の改正は、医療費が増加している中で保険料負担の公平を図り、負担能力に応じた負担をお願いすることから行うもので、課税限度額を見直すとともに、所得が低い人に対する軽減を拡充します。

◆平成31年度の国民健康保険税

平成31年度の税率は平成30年度と同じです。ただし、医療分の課税限度額が3万円引き上げられます。世帯当たりの課税限度額(上限額)が93万円から96万円となります。(下表参照)

区 分	医 療 分	後期高齢者支援分	介 護 分
所得割率	6.10%	2.50%	1.70%
資産割率	40.00%	10.00%	9.00%
均等割	23,500円	10,500円	9,000円
平等割	26,000円	10,500円	9,000円
課税限度額	610,000円 (580,000円)	190,000円 (190,000円)	160,000円 (160,000円)

※()内の数字は、平成30年度。介護分は、40歳から64歳の人対象です。

◆法定軽減の拡充

世帯主と被保険者および特定同一世帯所属者の前年中所得金額の合計が基準額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成31年度からは、5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。(下表参照)

軽減割合	所 得 基 準 額
7割軽減	33万円以下 (33万円以下)
5割軽減	33万円+28万円 (27万5千円) ×被保険者および特定同一世帯所属者数
2割軽減	33万円+51万円 (50万円) ×被保険者および特定同一世帯所属者数

※()は平成30年度。

※所得申告をしている方が対象者となります。所得がなくても被保険者全員の申告が必要です。被保険者である世帯員のうち一人でも未申告の方がいると、国民健康保険税の軽減に該当する場合でも軽減が受けられませんのでご注意ください。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人のことです。

国民健康保険制度を維持していくために

医療費の適正化にご協力ください

■問合せ 保健福祉課保険係 ☎24-5111(内線133)

国民健康保険は、加入する皆さんが安心して医療を受けるための大切な制度です。しかし、医療費は年々増加する傾向にあり、国保の財政を圧迫しています。医療費を抑えるために、加入者一人ひとりの協力が重要です。

◆医療費の増加を抑えるために

- ▶食生活や生活習慣の改善を心がけて、健康維持に努めたり、特定健康診査などを受けて生活習慣病の予防と早期発見による重症化を防止しましょう。
- ▶一つの病気で複数の病院を受診する重複受診や、多数回受診する頻回受診を控えましょう。このような受診は、無駄な医療費を増やすだけでなく、検査を

複数回行うことで、体に負担をかけてしまうことがあります。また、薬や処置が重複することで、効果が過剰に出たり、逆に失われたりする可能性もあります。

- ▶ジェネリック医薬品をご存じですか。新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、国の認可を受けて発売される薬をジェネリック医薬品といいます。ジェネリック医薬品は、薬の研究開発費が抑えられ、新薬に比べ薬価が安く、薬代の自己負担を軽減するとともに、医療保険財政の適正化にもつながります。すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんがジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。